

☆軽自動車税は、毎年4月1日現在登録のある方にかかります☆

軽自動車・二輪車のそれぞれの手続き先一覧

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車	
届出先および 問合せ先	板橋区役所 課税課 税務グループ 〒173-8501 板橋区板橋2-66-1 TEL03-3579-2095
受付時間	平日 8:30~17:00

軽二輪車(125cc超250cc以下)・二輪の小型自動車(250cc超)	
届出先および 問合せ先	練馬自動車検査登録事務所 〒179-0081 練馬区北町2-8-6 TEL050-5540-2032
受付時間	登録申請受付時間 平日8:45~11:45 13:00~16:00 検査申請受付時間 平日8:45~11:45 12:45~15:45

軽三輪車(660cc以下)・四輪軽自動車(660cc以下)	
届出先および 問合せ先	軽自動車検査協会東京主管事務所 練馬支所 〒175-0081 板橋区新河岸1-12-24 TEL 050-3816-3101
受付時間	平日8:45~11:45 13:00~16:00

※上記いずれも、土・日・祝日および12/29~1/3は休業

原付バイクの手続きガイド



- 原動機付自転車の手続き方法は
中面をご覧ください
- 他の二輪車・軽自動車については
裏面の手続き先一覧をご覧ください
それぞれにお問い合わせください

※ 次のいずれかに該当する場合、軽自動車税の減免対象になります。

- 心身に障がい有し歩行が困難な方のために使う車
- 構造上、身体の不自由な方の利用に供する車
- 災害のため生活困難となった方の車など

*手続きは毎年必要です。なお、申請の期限は納期限までです

* 手続きの問い合わせ 課税課税務グループ (☎03-3579-2095)

原動機付自転車(125ccまで) 小型特殊自動車の登録

届出の理由	新規	譲渡		転入	
届出の 主な内容	販売店から 購入したとき	人から譲り受けたとき (親族を含む)		他市町村から 転入してきたとき	
届出に 必要なもの	1 販売 証明書	廃車届出済	廃車未届	廃車届出済	廃車未届
		1 廃車申告 受付書 2 譲渡証明書 *1	1 ナンバー プレート 2 標識交付 証明書 3 譲渡証明書 *1	1 廃車申告 受付書	1 ナンバー プレート 2 標識交付 証明書
届出先	板橋区役所北館3階13番 課税課窓口				

*1 譲渡証明書には、譲渡者住所・氏名、印鑑*2、標識番号、車台番号、車名(メーカー名)、排気量、譲受人住所・氏名の記載が必要です。

届出を代行するときは、委任状・代行者の身分証明書・印鑑*2が必要です。

*2 印鑑はスタンプ印不可

◎ 板橋区で初めて登録する法人又は板橋区に住民登録がない方が納税義務者となる場合や、改造車の登録については必要な書類が異なります。

詳細は課税課に問い合わせください。

問い合わせ 課税課 ☎03-3579-2095 平日8:30~17:00

原動機付自転車(125ccまで) 小型特殊自動車の廃車

※廃車の手続きは郵送でもできます

※表中の理由が生じたときは、すぐに届出してください。

① 届出の理由

使用不能	動かなくなったり 処分するとき	下取り	販売業者等に 下取りに出したとき
譲渡	人に譲るとき (親族を含む)	解体	車を解体する (した)とき
転出	板橋区外に 転居するとき	盗難又は 紛失	車を盗難されたとき又 は紛失したとき

② 届出に必要なもの

- 1 ナンバープレート (紛失したときなどは「★」参照)
 - 2 標識交付証明書
 - 3 印鑑 (スタンプ印不可)
 - 4 本人確認の書類 (運転免許証等)
- ※届出を代行するときは、委任状・代行者の身分証明書・印鑑が必要です。

③ 届出先 板橋区役所北館3階13番 課税課窓口

★ ナンバープレートを返納できないとき

- 1 理由書の提出
- 2 弁償金 200円

※ただし、盗難で警察に届出をしている場合「警察署名」「届出年月日」「受理番号」がわかり、板橋区で確認がとれるときは弁償金が免除されます。